

令和元年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和元年8月23日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1番 北濱 陽子

(欠席)

(欠席)

4番 奥堂 敏春

5番 山本 恒雄

6番 坂下 正幸

7番 石倉 稔

8番 谷内 吉夫

9番 山本 秀夫

(欠席)

11番 田上 正男

(欠席)

13番 田中 喜義

14番 新澤 晟

15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

2番 池端 共栄 3番 谷内 誠一 10番 森谷 正美 12番 安津久人

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島4番 新谷 義治 門前1番 東 克芳

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第6号 農地法施行規則該当転用届について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 9

事務局長	本日は4名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員が2名出席されています。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、11名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号14番 新澤 辰 委員及び 議席番号15番 山崎 覺治 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第14号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第14号の農地法第3条の規定による農地等の所有権設定許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第14号、1番を議案書をもとに朗読】 以上、合計3筆415㎡で内訳は田が415㎡です。申請地については農地

	<p>法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号1番について地区担当推進委員輪島4番 新谷 義治委員よりご意見をお願いいたします。</p>
新谷委員	<p>はい、新谷です。おはようございます。先日18日の日曜日に譲渡人は金沢に住んでいるんですがちょうど帰省中でしたので同行してもらいました。現地は3ページの地図のとおり旧のと鉄道の能登市ノ瀬駅の裏へんどの向こうに見える位置のところですか。場所は赤線で囲ったところですか。譲受人の自宅からほんのわずかのところですか。という事で耕作者が変わっても周辺に及ぼす影響はないと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第14号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第14号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第15号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書5ページをご覧ください。議案第15号の農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案第15号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計18筆3,696㎡で内訳は田が3,696㎡です。</p>

	<p>1 番については転用目的はドラッグストア建設であり、水管・下水道管が埋設されている道路の沿道の区域並びに申請地の 500m以内に教育施設（門前東小学校）と地方公共団体の出先機関（門前総合支所）がある事から第3種農地であり原則許可であります。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 4 番 奥堂 敏春委員よりご意見をお願いいたします。</p>
奥堂委員	<p>4 番の奥堂です。8 月 21 日に会長以下 4 人で現地確認をしてきました。周りにあまり影響のあるようなものはないので良いのではないかと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>（意見・質疑なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 15 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 15 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 5 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 12 ページをお開きください。報告第 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</p> <p>合計 119 筆 24,554.17 m²です。内訳は田が 21,720.87 m²、畑が 2,833.30 m²です。以上です。</p>

議 長	それではこれより質疑を許します。
石倉委員	7 番石倉です。流れからいくと届出ですよ。届出の場合は話をする機会がないのでしょうか。今回の届出地のほとんどが荒れているところだと思いますがいつまでも農地としておくのはどうかと。指導してダメなものはダメだとしないといつまでも消えんわけやね。こういうタイミングを見計らってなんか変更していかないと。指導していかないとダメじゃないかと思うのですが。
議 長	ある意味においては優良農地がそのままだといいますが、荒れているという事になると統計上は輪島は優良農地がえらい少ないねという話になってくるんだけど、この辺の兼ね合いがどうなのかという点も踏まえてください。
石倉委員	どうしてもそこまで出来ないとなるとしょうがないんだけど指導するような格好にもっていかないと。なんかのタイミングでしていかないといつまでも解決しないではないですか。
議 長	輪島市は県下で集積率が一番低いんですが、パーセンテージを上げるには石倉さんが言われたように非農地に近いような形にしていくとパーセンテージは上がっていくわね。数字の魔術かもしれんけど。
事 務 局	石倉委員さんから話がありましたとおり、今回のものについては届出として受け付けているものです。お話しを出す機会というのは総会で報告しましたという事で受理通知を届出を出されてきた方に出します。今後の対応につきましては、一つはこの時に出すものが一つ、というのと 5 年ほど前に行った全筆調査した後に非農地通知を出す、これをいずれかのタイミングでする必要があるのかなと。前回かなり大量に送りましたが同じような事は今後も引き続き委員の皆さんと相談もしながら時期を図りながら今後も非農地化していく事は現実にあった形で非農地にしていく事はしていかないといけないと事務局でも考えております。いつの時期にやるかというのはまだ未定ですが今後していきたいと思っております。もう一つは積極的に所有者の方に指導するかどうか。そこについ

ては非農地化を指導するかどうかという事ですので、なかなか事務局としても積極的に非農地を進めていくかどうか。所有者の方から出てくる分にはそうですねという事で非農地には現在もしていますが、そのあたりの兼ね合いですね。石倉委員さんが言われるようにいつまでも農地のままにしておくというのはなかなかどちらにとっても負担がありますのでなるべく残さなければならない農地については会長もおっしゃったように次の人を見つけていく等ありますが山林化しているなど難しいところに関してはなるべくこういう方法もありますよとか含めてしていかないといけない時期なのかなとは率直に思っています。

議 長 石倉委員が言うようにそのことも大事やけど、事務局に聞きたいと思うんですが、輪島市の農地がまじめに非農地にする事によって農林水産省の補助金などいろんな角度、もう一つは石川県下の農業委員会の話を聞くと農業委員会の事務局の職員が少ないので何とかしてくれないかという話も含めていった時に必ずしも農地の面積を減らすことがいいのかどうかと逆な面を考えた時にどうなるのかな。作ってなくてもこれだけ農地があるとなるとそれに対し補助金が削減されないようになっていくのかどうか。数字の魔術みたいになるのだけど。

事 務 局 私が把握しているだけでお話しさせていただきますと農業委員会に対して国から運営していく上での補助金は来ております。農業委員会の事務をする上でのところで直接は聞いておりませんが各市町にある農地の面積だとか人が何人いるかとかというものを基に国から県を通じていくらというのがあるらしいです。具体的にいくらかというのは県でも出さないのでもわかりませんがそれが一つと、農地の面積だけでいきますと、今回昨年から制度が変わりまして農業委員と農地利用最適化推進委員が設置されることになりましたが、最適化推進委員をおく上で目安として農地面積 100ha あたりについて 1 人が目安となっていますので、面積でいくとこの 2 点が考える必要があります。

議 長 一緒みたいな話になるけど真面目くさってどんどん非農地にしていくと農業委員の数も当然減ってくる可能性があるという事やね。石川県下でも一律でないもんね。面積に応じて農業委員が何名となっているから。

事務局	上限はどこまでおけるかというのはありますけど、先の話になりますとずっと減っていくという話になると検討しなければならない時期は来るかもしれません。
谷内吉委員	今農地の調査をしとる時に初めてA判定したときに所有者に通知がいくと。B判定をした時はいつとらんがでしょ。うちの農地が今どの段階にあるかという事もまったく理解していないと思うんですが、それも含めてこれから必要なか、5年前のあの時にそういうこちらの方の伝達に対して対応したのか私も知らんのだけど、それも含めてこれからの対策というか作戦を考えた方がいいんじゃないかと思いますね。
議長	雑談に近い話やけどどんどん面積を縮小していく事で農業委員の数が減ってくると残っている農業委員の方々は面積が広がってくるんやわね。逆に。今8月から10月まで始まるとるわね。そのエリアが広がってくるとどんなのがいいのかというのも出てくるわね。石川県下でも川北なんかは中山間地でなくて工場があって面積が狭い、ですからあそこなんかは推進委員もなく問題もおきないと思うんですが、私らみたいに中山間地にあり面積は広いしいろいろ確認しないとイケないとなると面積が広がっても困るしなという面もあるし。
東委員	前は17人でしとったのが30人もかかってしとるし楽になったわいね。
議長	そう言われればそうやね。
事務局	農家が1人でも2人でも増やしていくように頑張ります。
議長	削減されないようにしていかなとね。
石倉委員	一挙にどうするという問題ではないかと思います。
議長	ほかに質疑がないようですのでそれでは【報告第5号】を終わります。次に【報告第6号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案書 14 ページをお開きください。報告第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、施行規則該当転用届の内容を朗読】</p> <p>合計 1 筆 9 m²です。内訳は田が 9 m²です。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員門前 1 番 東 克芳 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東 委員	<p>はい、東です。19 日の日に現地調査に行っておりました。今、事務局から言われたようにもらった地図の場所に行ったんですがこのどこを探しても基地局の跡になるようなものがなく、空き家 2 軒の間に挟まれた場所なもんで雑草だらけの所を 20 分ほど探したけど見つけられなくてほんでたまたま通りかかった地元の人になんしとるげと言われてこうしとるげと言うとそりゃここでなくてもう一つ下でないか、下の道を行ったところにこの間北電さんが電信柱建てとったあそこでないかと言うので下の道を行って見たら確かに杭を打って囲ってありました。それで地主の方から話を聞くと建てるがに了解したと聞いて、ただしこの場所は田になっていますが現状は畑として耕作しております。川と農道に挟まれた三角の細長い農地のすみっこで隣の農地に影響もないし本人さんの畑にも何ら問題と思われず。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですのでそれでは【報告第 6 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p>
議長	<p>「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については来月行います。</p>
議長	<p>それでは第 4 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。</p>

令和元年8月23日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 4 番

署 名 委 員 1 5 番
